

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム

通称：EEGS（イーグス）

Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」は、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告と、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を目的とするシステムです。各制度の報告書の作成から提出までをこのシステムで完結することができます。令和4年度以降の省エネ法・温対法・フロン法に係る報告は、原則として、EEGSを御利用ください。このため、裏面にある通り、電子情報処理組織使用届出書の提出をお願いします。

EEGSは令和4年5月より稼働予定です。既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」、「フロン法電子報告システム」は、令和4年3月末日をもって使用できなくなります。

本システムの目的

- 省エネ法・温対法・フロン法の報告書の作成から提出までをワンストップ化することにより、**事業者の皆様の報告書の作成や提出の負担を軽減**

本システムのメリット

使用に際してインストールが不要	✓ 報告書作成支援ツールと異なり、 <u>使用に際してインストールは不要</u> であり、指定のURLにアクセスするだけで利用可能
報告に必要なデータの収集が容易	✓ <u>複数の事業所で同時に入力が可能となり、データの収集がシステム上で行われることから、情報収集の負担が軽減</u>
報告書提出に伴う負担が軽減	✓ システム上で報告書提出が完了するため、 <u>紙での提出は不要</u> ✓ 省エネ法・温対法・フロン法における <u>各種報告の一元管理</u> が可能
報告内容のミスを抑制	✓ <u>システム上で入力値の自動チェックが可能</u> なため、人為的なミスを抑制
過年度報告内容の確認が可能	✓ <u>過去に提出した報告書の内容を確認でき</u> 、過年度の報告内容を参照しつつ今年度の報告書を作成可能
報告書処理状況の確認が可能	✓ 提出した報告書の省庁での <u>処理状況（提出、受理、差戻し等）がシステム上で確認可能</u>

※ 令和3年度においては、省エネ法定期報告を電子で提出することで、省エネ補助金における加点評価を実施いたしました。令和4年度においては、EEGSで提出した場合に同様の措置を検討しております。

本システムを使用できないケース

- 以下に該当する場合は、令和4（2022）年5月リリース時点ではEEGSで報告書を作成できません。このため、従来通り、省エネ法・温対法の報告書作成支援ツールで報告書を作成し、出力されるXML/ExcelファイルをEEGSにアップロードしていただく必要があります。
 - ✓ 温室効果ガス排出量の算定に、実測排出係数・実測排出量を使用する場合
 - ✓ 輸送事業者で、複数の輸送区分がある場合
 - ✓ 省エネ法で、連携省エネルギー計画の認定を受けている非特定事業者の場合
 - ✓ 省エネ法で、認定管理統括事業者と、連携省エネルギー計画の両方の認定を受けている場合
 - ✓ 電気事業及び熱供給事業の両方を行っている場合（Excelツールでのみ報告可能）

⇒令和5（2023）年4月のシステム改修以降、EEGSで報告書の作成が可能となる予定です。

システムの利用にあたって必要となる事前準備

電子情報処理組織使用届出書の提出

- 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」の使用にあたっては、**事前にシステムを使用するための使用届出書を提出**する必要があります。
- 使用届出は下表に示す様式の書類を届出先へ、紙媒体で提出してください。
- **EEGSでも、既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」「フロン法電子報告システム」のログインIDを使用することができます。**EEGSの稼働直後はアクセスが集中することが予想されますので、既存システムのログインIDを有していない場合は、**早めに電子情報処理組織使用届出書を提出の上、既存システムのログインIDを取得**しておくことをおすすめします。
- なお、既存システムを活用するために、既に使用届出書を提出済みの場合は、改めて提出する必要はありません。

対象事業者	届出様式	様式ダウンロードURL	届出先*1
省エネ法（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主又は認定管理統括荷主）*2	省エネ法 様式第43	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/	経済産業局
温対法（特定排出者）*3	温対法 様式第4	https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual	経済産業局 又は 地方環境事務所
省エネ法（特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者）	省エネ法 様式第27	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html	国土交通本省 又は地方運輸局
フロン法（特定漏えい者）*4	フロン法 様式第4	https://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issu_santei-4.html	経済産業省 又は 環境省

*1：事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局等に提出してください。ただし、フロン法については、経済産業省又は環境省の本省に提出してください。

*2：経済産業省へ省エネ法定期報告書等を提出するために、既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」を用いずe-Govを用いて電子報告を行っている場合は、ID番号の付与を受けた経済産業局窓口へご相談ください。

*3：省エネ法による電子申請の使用届出を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。

*4：省エネ法又は温対法において使用届出書を提出済であっても、フロン法の使用届出書の提出が必要です。

お問合せ先

- ご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問合せください。

対象事業者	お問い合わせ先	連絡先記載URL
温対法（特定排出者）	経済産業局又は 地方環境事務所	https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions
省エネ法（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主又は認定管理統括荷主）	経済産業局	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/inquiry/
省エネ法（特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者）	地方運輸局	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000002.html
フロン法（特定漏えい者）	フロン法ヘルプデスク	https://www.env.go.jp/earth/furon/contact/index.html

※フロン法報告に関しては、令和4年度は既存システムから機能に変更はありませんが、令和5年度以降に漏えい量の算定機能を追加する予定です。